

第 1 4 8 回

群馬県都市計画審議会

議 事 録

開催日時	平成 2 1 年 3 月 2 3 日 午後 1 時 3 0 分 ~
場 所	群馬県庁 7 階審議会室

第148回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成21年3月23日 午後1時30分～午後3時15分
- 2 場 所 群馬県庁7階審議会室
- 3 出席委員 高橋伸二 長谷川浩子 原田寛明 田口佐知雄 小山洋
菊川滋（代理 山本恵一） 塚本修（代理 勝本光久）
福本修爾（代理 田中正史） 皆川芳嗣（代理 多田誠）
川上幸一（代理 浜修） 大平修（代理 鈴木知広）
鈴木和雄 久保田順一郎 岩井均 狩野浩志
岩上憲司 後藤克己 金井康夫 高橋正
- 4 欠席委員 藤生洋子 松浦幸雄 田島雄一
- 5 事務局幹事出席者
（都市計画課）桜井課長 高橋次長 高畑次長
（建築住宅課）清水次長
- 6 補助説明者等
前橋市区画整理第一課
- 7 議案
第1号議案 笠懸都市計画道路（3・3・4号笠懸西部幹線）の変更について
第2号議案 藪塚都市計画道路（3・2・1号藪塚西部幹線ほか1路線）の変更について
第3号議案 渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第4号議案 藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第5号議案 前橋都市計画事業文京町四丁目土地区画整理事業の事業計画に対する
意見書について
- 8 報告事項
第6回定期見直しについて
- 9 議事概要 別紙のとおり

第148回群馬県都市計画審議会 議事概要

(事務局)

皆様たいへんお待たせ致しました。ただ今から第148回群馬県都市計画審議会を開催致します。私群馬県都市計画課長の桜井と申します。どうぞよろしくお願い致します。

まず、委員の出欠状況について御報告致します。本日出席をお願い致しました委員の皆さんは22名ですが、現在15名の方が出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、前回の審議会以降2名の委員に異動がございましたので、事務局から御報告致します。

(事務局)

第147回審議会以降、本審議会委員に異動がありましたので、御報告致します。

お手元に群審報第89号をお出しておりますが、それを御覧頂きたいと思います。群馬県都市審議会条例第2条第1項第2号に定める関係行政機関の委員に2名の異動がございました。関東農政局長でありました荒木喜一郎委員に替わりまして皆川芳嗣委員が、群馬県警察本部長でありました折田康徳委員に替わりまして大平修委員が、それぞれ就任致しております。

(事務局)

それでは、開会にあたりまして高橋会長さんから御挨拶をお願い致します。

(会長)

本日は、第148回群馬県都市計画審議会を開催致しましたところ、委員の皆様方には年度末の御忙しい中、御集まりを賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は御手元の次第のとおり、審議案件5件と報告事項1件でございますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議事録署名人2名を指名させていただきますので御承知ください。原田委員さん、小山委員さんをお願いします。それでは座らせて頂いて議事を進めさせていただきます。

(議長)

これより議事に入りますが、議事の進め方につきましては、第1号議案、第2号議案は関連する議案でございますので「一括上程」、第3号議案から第5号議案はそれぞれ「単独上程」としたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

また、議案の説明は幹事から致しますが、必要に応じて関係市町村から補足説明をさせて頂く場合がございますので、よろしく御了承願います。

次に審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。事務局から説明を求めます。

(事務局)

本日の議案中「第5号議案 前橋都市計画事業文京町四丁目土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」は、意見書の提出者の住所氏名等が群馬県情報公開条例第14条の個人に関する情報に該当致しますので、事前に配布した資料1意見書要旨では個人の情報の表示を省略しております。本日意見書の原本の写しを資料3として配布しておりますが、審議に当たりますには、意見書提出者の個人情報、伏せて御審議頂くことで公開が可能であると考えます。なお、資料3は、審議会終了後回収させていただきますのでよろしくお願い致します。

また、その他の議案等については、非公開とするような情報は含まれていません。よって、群馬県都市計画審議会運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案致します。

(議長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案につきましては、第5号議案において、意見書提出者の氏名等を隠して御審議頂くということ、お配りをしました意見書原本につきましては、審議会後回収させて頂くということで、いずれも公開する提案であります。本提案につきまして御意見等ございましたらよろしくお願い致します。

公開をすることについて、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

それでは、いずれの案件につきましても傍聴を認めることと致します。傍聴者の入場をお願い致します。

(「傍聴者入場」)

(議長)

傍聴者について報告をして下さい。

(事務局)

本日の傍聴者でございますが、報道関係者が2名でございます。

(議長)

それでは傍聴の皆様には、先程事務局からお配りをいたしました「傍聴要領」をよく読んで遵守してください。

なお、「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場して頂きます。

報道関係の方につきましては、ただ今より写真撮影などを許可致しますので、どうぞお撮り下さい。

(議長)

それでは写真撮影終了させていただきます。

第1号議案「笠懸都市計画道路(3・3・4号笠懸西部幹線)の変更について」

第2号議案「藪塚都市計画道路(3・2・1号藪塚西部幹線ほか1路線)の変更について」

(議長)

それではこれから審議を始めたいと思います。

第1号議案「笠懸都市計画道路(3・3・4号笠懸西部幹線)の変更について」及び第2号議案「藪塚都市計画道路(3・2・1号藪塚西部幹線ほか1路線)の変更について」を上程致します。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

私、都市計画課次長高畑と申します。よろしくどうぞお願い致します。

第1号議案「笠懸都市計画道路(3・3・4号笠懸西部幹線)の変更」と第2号議案「藪塚都市計画道路(3・2・1号藪塚西部幹線ほか1路線)の変更」は、関連致しますので、併せて御説明をさせていただきます。

議案書は1ページから4ページになります。

また、議案添付図面はA3判ですけれども図-1から図-3まででございます。

図につきましては、同じものを画面に映しますので、どちらか御覧下さい。

まず前面に添付図面図-1総括図を映しておりますので、御覧下さい。

画面の下側に緑で表示されている東西の道路が北関東自動車道でございます。上側左に青で表示されておりますのが、一般国道50号及びその上が同バイパスの笠懸都市計画道路3・3・3号前橋笠懸道路です。

これは、平成19年1月30日に都市計画決定されております。

笠懸西部幹線、藪塚西部幹線はこの間を結ぶもので、県民の日常生活や地域経済を支える上で必要不可欠な路線でございます。

また、「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」において、高速道路を補完する軸の1つである「渡良瀬軸」の中核を成す道路となっております。

太田藪塚ICから藪塚北部1号幹線の間は、暫定2車線で供用されております。

今回の都市計画道路の変更で新たに追加するのは、赤で表示されている部分で、藪塚北部1号幹線から前橋笠懸道路までの約3.4kmの区間となります。

また、藪塚西部幹線の延伸に伴い、藪塚北部1号幹線との交差構造を平面交差から立体交差に変更し、併せて車線数を4車線に定めます。

茶色で示されている箇所については、道路区域の変更はございません。

次に「図-2」計画図を御覧下さい。

この図面は、笠懸西部幹線、藪塚西部幹線の新たに追加する部分の計画図です。図面右側、笠懸西部幹線は2,940mを新たに追加します。その左、藪塚西部幹線は延長4,270mから4,760mと490mの増加となります。合計で3,430mが今回新たに追加される延長です。いずれも、一般部の幅員は、22.75mです。

なお、都市計画の変更にあたっては、計画決定延長のうち、過半の幅員を示すことから、

藪塚西部幹線は幅員を35mと記載しております。

次に線形について御説明致します。

起点は、藪塚北部1号幹線との交差点です。ここから現在ある道路に沿うように北へ行きます。それから、左にカーブし、JR両毛線及び一般国道50号と直交致します。また、現在ある道路に沿うように右カーブし、前橋笠懸道路に直交して接続致します。

なお、JR両毛線は立体交差となり、沿道と段差ができ、出入りに影響する部分約600mについては、両側に副道を配置致します。

次に図-3標準横断図を御覧下さい。

今回新たに追加する部分の横断図を示しております。一般部は、全幅22.75mで計画し、3.25mの車道を4車線、3.5mの自転車歩行者道を両側に配置致します。

両毛線との立体交差点については、一般部の幅員に副道5mを両側に配置し、全幅33.75mとなります。

これらの都市計画案について、笠懸都市計画道路は、平成20年10月21日、藪塚都市計画道路は、平成20年10月22日にそれぞれ公聴会を行う予定でしたが、公述申し出がございませんでしたので中止致しました。

また、縦覧を平成21年1月20日から2月3日まで2週間行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上簡単ではございますが、第1号議案及び第2号議案の説明とさせていただきます。

(議長)

それでは、第1号議案、第2号議案につきまして、皆様の御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

(議長)

御意見もないようですので、御異議ないものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

本案について、御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定致します。

第3号議案「渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」

(議長)

続いて第3号議案「渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

私、建築住宅課次長の清水と申します。どうぞよろしくお願い致します。

それでは続きまして、第3号議案「渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を御説明させていただきます。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されてございますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合に限り、建築できることになっております。本案件は、この規定に基づきまして許可申請がなされたもので、許可権者である群馬県知事から、本審議会に付議され、今般御審議頂くものでございます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。

議案書5ページを御覧下さい。こちらは付議書の写しでございます。続きまして6ページが施設概要となっております。

名称ですが、渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域でございますが、指定のない区域でございます。申請者住所氏名、渋川市祖母島字休場2021番1、泰豊開発株式会社、代表取締役立見宇一郎。所在地、渋川市祖母島字休場2021番1、2022番1。敷地面積8,113.97㎡。主な施設は、産業廃棄物処理施設でございます。処理能力につきましては、廃プラスチック類の破碎は一日あたり6.07t、木くずの破碎は1日あたり11.90tです。申請建物の面積につきましては、1,062.59㎡でございます。

本施設は、1日当たり処理能力が5トンを超える廃プラスチック類及び木くずの破碎処理施設であり、建築基準法第51条その他政令で定める処理施設に該当することから、同条ただし書きの許可の申請の手続きを行おうとするものでございます。

施設の概要につきまして、御説明させていただきます。

申請者の泰豊開発株式会社は、主に、建設リサイクル法に基づき産業廃棄物の再資源化を目指しまして、循環型社会の形成に寄与することを目的として設立された会社であり、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くずの選別・破碎・圧縮梱包などの業務を行うものでございます。

次に、添付図面を御説明させていただきます。

スクリーン又は図-4を御覧下さい。申請地の位置を示しております。申請地は、渋川都市計画区域内にあり、渋川駅からは、北西へ約7.3キロ離れた東吾妻町との境界付近に位置してございます。

原材料の搬入、製品の搬出でございますが、県道渋川・吾妻線及び市道神田原線を利用して行われ、4トン車にて、1日当り搬入5台、搬出5台の計10台程度を予定してございます。いずれも、登下校の時間帯を除く9時から15時の間に行う計画でございます。

次にスクリーン又は図-5を御覧頂きたいと思っております。

赤色で示したのが、今回の申請地でございます。

敷地の周囲は、山林に囲まれてございます。黄色で示したのが住宅で、申請地から最も近い住宅までは、市道を挟んで約205mでございます。

スクリーン又は図-6を御覧下さい。こちらは、敷地の状況を示したものでございます。赤色が申請地の境界線で、黄色で示してあるのが申請の建物でございます。敷地のほぼ中央部に位置している大きな建物は、選別・破碎・梱包圧縮を行う工場の本体部分で、鉄骨造平屋建てでございます。本体内工場の下の小さな黄色の建物は、木造平屋建てであり、計

量を行うための台貫設備のための事務所でございます。敷地全体は、手前に向かって緩やかに傾斜してございまして、山林に囲まれていることから、自然の地形を可能な限り残す計画で、敷地への出入りは青色の部分から行い、隣地の境界部においては、高さ2mの亜鉛鉄板を囲むことで周辺環境への配慮を行うものでございます。

次に、スクリーン又は図-7を御覧頂きたいと思っております。こちらは、工場内における産業廃棄物の搬入から、リサイクル製品として搬出されるまでの動線を示したものでございます。赤色の実線が処理前の動線を示し、点線は処理後の動線を示してございます。まず、工場内に搬入された原材料は、作業準備のため の場所に一時保管されます。次に、 の場所におきまして、手作業にて分別され、一定量になるまで の場所で分別保管されます。その後、 の場所において、破砕機による破砕処理作業が行われ、 の場所では、リサイクル材料として、それぞれの用途に分別し、保管されます。

次に、スクリーン又は図-8を御覧頂きたいと思っております。こちらは、今回の申請建物にて扱う産業廃棄物の処理工程でございます。先程、御説明させていただいた、許可を要とする廃プラスチック類及び木くずの破砕処理工程は、赤色で示してございます。「廃プラスチック類」は、リサイクル製品の原料となり、DVDのケースやカセットテープに、「木くず」は、工場等の燃料及び農家の堆肥原料に利用されます。

続きまして、スクリーン又は図-9を御覧下さい。こちらは、今回の申請建物にて扱う産業廃棄物の処理状況の写真でございます。こちらも同様に、許可を必要とする廃プラスチック類及び木くずの処理状況については赤線で囲って示してございます。

図面の説明は、以上でございます。

続いて、補足説明をさせていただきます。今回申請する施設につきましては、「群馬県産業廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程」第9条第1項の規定に基づく事前協議書を群馬県環境部局に提出しており、平成20年4月17日付けで事前協議が終了しまして、平成20年10月9日付けで、産業廃棄物処理施設の設置の許可が下りてございます。

なお、生活環境影響調査を行っておりますが、その報告書の中で、粉塵、騒音、振動、水質、臭気のいずれの項目も、規制値以内、又は、問題が無いと評価されております。

また、当該敷地から最も近い205m離れた住宅の方には、当該計画を説明し、御了解を得ています。

以上のことを踏まえまして、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わらせて頂きます。御審議の程よろしくお願い致します。

(議長)

それでは、ただ今第3号議案につきまして、皆様の御意見・御質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは異議ないものと認めまして、本案は、原案とおりに決定致します。

第4号議案「藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」

(議長)

次に、第4号議案「藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

続きまして、第4号議案「藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を御説明させていただきます。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されてございますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合に限り、建築できることになってございます。本案件は、この規定に基づいて許可申請がなされたもので、許可権者である群馬県知事から、本審議会に付議され、今般御審議頂くものでございます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。

議案書7ページを御覧下さい。付議書の写しでございます。群馬県知事からの付議となっております。

続きまして、8ページが施設概要となっております。名称、藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設。用途地域につきましては、指定なしでございます。申請者、住所氏名、株式会社丸山建設工業、代表取締役丸山直樹、所在地、群馬県藤岡市西平井19-1、196-3、19-4、金井83-1、敷地面積2,943.86㎡。主な施設としましては、産業廃棄物処理施設。処理能力につきましては、木くず・繊維くず焼却でございます、1時間当たり2,000kgでございます。延べ面積でございますが、申請以外の部分105.99㎡となっております。

本施設は、建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設に該当する処理能力が1時間あたり200kgを超える木くず・繊維くずの焼却施設ですが、敷地位置が、都市計画区域外にあったことから、今まで許可対象外でした。今般、敷地の拡張により敷地の過半が都市計画区域内となり、建築基準法第51条の適用を受けることとなることから、同条ただし書きの許可の手続きを行おうとするものでございます。

施設の概要につきましては、御説明をさせていただきます。申請者の株式会社丸山建設工業は、昭和60年に設立され、藤岡市金井に事務所を置き、一般土木建築工事業等の他、産業廃棄物の収集・運搬・処理業、建物解体業など各種事業を営んでいる会社でございます。

判りやすく御説明させていただきます関係上、説明図面の順番を飛びまして、最初にスクリーン又は図-12を御覧下さい。こちらは、敷地の状況を示したものでございます。青色で示してあるのが、既存の事務所でございます、事務所の西側に焼却施設が設置されてございます。敷地全体の中央部分にオレンジ色で塗ってある部分、ちょうど焼却施設の北

側になります。この部分が法定外公共物、いわゆる赤道と市道5602号線の一部となっています。また、緑色の点線は、この点線から北側が都市計画区域内、南側が都市計画区域外を示す境界線です。この道路を挟んで、北側には、木くず・繊維くず等の保管置場があります。

本焼却施設は、平成7年10月12日、群馬県知事より、産業廃棄物処理施設の許可を受け設置され、焼却施設が都市計画区域外にあり、法定外公共物や市道と分断されていたことから、建築基準法第51条で規定する処理施設には該当せず、同法の適用はありませんでした。

今般、御審議頂くようになった経緯につきましては、市道及び法定外公共物を挟んで、焼却施設と保管場所を重機が往来し、危険なことから、申請者が、近隣住民の安全性を確保するため、既存事務所の東側に付け替え道路を設定してございます。この付け替え道路は、現在、申請者の所有となっており、敷地を分断する法定外公共物及び市道については、藤岡市の所有となっております。

法定外公共物及び市道の一部を払い下げしまして、一体的に焼却施設の敷地として使用する場合、都市計画区域内エリアの面積が2,203.55㎡、都市計画区域外が740.31㎡となりまして、建築基準法第91条の規定によりまして、敷地面積の過半が都市計画区域内となることから、建築基準法第51条のただし書き許可対象となりまして、本許可申請に至った次第でございます。

これらのことから、今回の許可申請前と後で変わるの、敷地中央部の法定外公共物と市道の一部が、焼却施設の敷地として一体的に利用できるようになることのみで、それ以外なら変わるものではございません。

それでは、図面の当初に戻りまして、スクリーン又は図-10を御覧頂きたいと思いません。

申請地の位置を示しております。申請地は、藤岡都市計画区域の境界にあり、藤岡市役所から南西に約6キロ離れた場所に位置しており、県道金井倉賀野停車場線から西に入ったところで、市道5607号に接してございます。

原材料の搬入、製品の搬出でございますが、建築物の解体現場から、主に吉井インターチェンジから主要地方道神田吉井停車場線・県道金井倉賀野停車場線等を利用して、搬入は午前9時から午後5時までの間で、1日あたり4トン車5台程度で、搬出につきましては、月に4t車1台程度でございます。

スクリーン又は図-11を御覧頂きたいと思いません。赤色で示したのが、今回の申請地でございます。敷地の周囲は、農地、住宅、工場として利用されており、青色で示してあるのが周辺の工場でございます。黄色で示したのが住宅で、申請地から最も近い住宅までは、市道を挟んで約30mでございます。

図-12は、先ほど御説明させて頂きましたので省略させていただきます。

次にスクリーン又は図-13を御覧頂きたいと思いません。こちらは、焼却施設の内容を示したものでございます。燃焼室は2つございまして、併せて処理能力が、1日当たり16tとなっております。排突と呼ばれる煙突が1カ所ありまして、この煙突から出る排ガスについては、バグフィルター集塵装置等にて処理し、排出されております。

スクリーン又は図-14を御覧頂きたいと思いません。こちらが、処理工程図でござい

す。解体現場から、木くず・繊維くずを収集します。大きくて破砕が必要なものについては、別敷地にある、都市計画区域内ですが、破砕施設にて破砕します。それ以外については、焼却炉にて焼却致します。

スクリーン又は図 - 15 を御覧頂きたいと思えます。こちらが、焼却前と焼却後の製品の写真でございます。木くずは、建物の解体現場から発生するものです。繊維くずも解体現場で発生する量です。焼却されたものは、道路などの路床材としてリサイクルしていません。

図面の説明は、以上でございます。

本施設はすでに近隣住民の同意を得て、平成7年10月12日付けで、産業廃棄物処理施設の設置の許可が下り、現在に至るまで業務を行っております。その間、定期的に約半年毎に大気汚染等の調査を行い、周辺的生活環境に影響が出ないことを確認しながら、近隣住民との良好な関係を築きつつ、業務を継続して行っております。

また、業務開始から現在にいたるまで、都市計画上、支障となることもなく、本申請後も業務内容が変更されるものではございません。

以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響がなく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。御審議の程よろしくお願い致します。

(議長)

ちょっと確認ですけども、この案件は、焼却施設については従前どおりで一切変更はない、敷地が都市計画区域内の敷地の拡張によって都市計画区域内が過半になる、そういうことですか。

(事務局)

そういうことです。

敷地の過半の方の判断になります。都市計画区域内の方が過半を超えるものですから、今回の付議となりました。

(議長)

それでは本件につきまして委員の皆様方の御意見、御質問をお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは本案につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

第4号議案「前橋都市計画事業文京町四丁目土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」

(議長)

次に、第5号議案「前橋都市計画事業文京町四丁目土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

第5号議案「前橋都市計画事業文京町四丁目土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」御説明致します。

議案書は、9ページでございます。添付図面は、図-16と17です。他に、事前に配布致しました資料1の「土地区画整理事業の事業計画に対する意見書要旨及び事業施行者の見解」、資料2の「事業計画書(案)」、さらに、本日配布致しました資料3の「土地区画整理事業の事業計画に対する意見書原本の写し」と、参考資料としてA4判1枚で「土地区画整理法」の条文がございます。

まず、参考資料のA4判の「土地区画整理法」2ページを御覧下さい。市町村が土地区画整理事業を施行する場合には、事業計画を定めることとなりますが、その場合には、土地区画整理法第55条第1項の規定により、事業計画を2週間縦覧することになっております。利害関係者は、この事業計画について、同条第2項の規定により、県知事に意見書を提出することができます。

本議案は、提出された意見書を同条第3項の規定により、群馬県都市計画審議会に付議するものであります。なお、同条第2項の但し書きにより、都市計画に定められた事項については、意見書を提出できないことになっております。また、都市計画審議会においては、同条第4項の規定により、意見書の内容を審査し、「意見を採択すべきか」または「意見を採択すべきでないか」議決して頂くこととなります。

さらに、同条第5項により、審理については、行政不服審査法の異議申し立ての審理に関する規定を準用することとあります。これは、具体的には、書面審理を原則としながらも、申立てにより口頭意見陳述や、申立て又は職権で鑑定や検証、証拠書類の提出などを行うことができることになっております。

今回提出のあった意見書におきましては、意見書提出者から、審理について「口頭意見陳述」などの申立てはございませんでした。

それでは、添付図面の図-16を御覧下さい。A3判です。画面の方にも同じものを映してあります。それでは、事業概要を御説明致します。添付図面図-16を御覧下さい。

文京町四丁目地区の位置は、JR前橋駅の東、伊勢崎よりに約1.5kmでございます。両毛線の南側に広がっている区域です。図面では黒い線で囲った区域となります。事業計画の概要ですが、施行面積16.0ha、施行期間、平成21年度から平成37年度まで、総事業費74億6千万円となっております。

次のページ、図-17、設計図を御覧下さい。区域の北側は、JR両毛線の高架橋となっております。その南の都市計画道路江田天川線、文四北通線は、主要地方道前橋館林線です。この2路線を含め、地区内に都市計画道路6路線、その他区画道路が配置され、地区の南北に2カ所の街区公園を計画しております。また、平均減歩率は、25%となって

います。

それでは、議案内容について御説明致します。

資料1「土地区画整理事業の事業計画に対する意見書要旨及び事業施行者の見解」を御覧下さい。前橋市においては、平成19年2月1日に文京町四丁目土地区画整理事業について、都市計画決定を致しました。その後、事業実施に向けて準備を進め、平成21年1月20日から2月3日まで事業計画(案)を2週間縦覧し、群馬県知事は、2月17日まで意見書の提出を受け付けました。これに対し、33件35名から意見書が提出されたものです。35名のうち、土地所有者が33名、地区内に住所のある方が2名で、いずれも利害関係者であると思われます。

意見書の要旨は、資料1として事前に配付させて頂きました。本配布しました資料3「土地区画整理事業の事業計画に対する意見書原本の写し」と、照合しながら御覧頂きたいと思います。

資料1の「意見書の要旨」は、おおむね資料2の「事業計画書」記載の順番に並べ変えてあります。「意見書要旨」の左には「番号」がありますが、これが、意見書の番号で、意見書原本の下の番号と一致しております。意見書要旨の右側には、施行者の見解として前橋市の見解を記載しております。個々の意見及び施行者の見解については、このあと前橋市から、具体的な説明を致します。

(前橋市)

引き続き説明をさせて頂きます。前橋市区画整理第一課長の梅山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

前を御覧下さい。位置図になります。

それでは説明させて頂きます。前橋市都市計画事業文京町四丁目土地区画整理事業の設計の概要について、なるべく重複を避けて説明させて頂きます。

まず、事業の目的でございます。本地区周辺は、土地区画整理事業により整備済みであります。当該地区は公共施設が未整備地区となっております。狭隘な道路による交通障害と住宅密集が相まって無秩序な市街地が形成されております。

このため、地区内の都市計画道路城東朝倉線ほか5路線と区画道路等を併せて整備し、周辺との整合を考慮しつつ、東西及び南北交通の円滑化を図り、宅地の利用増進と防災上良好な住環境を確保し、健全な市街地の形成を目的とするものでございます。

次に、土地利用の現況でございます。本地区の市街化率は約85%であり、地区中央を南北にバス路線が走り、JR両毛線前橋駅にも約1.5kmと比較的近いといった公共交通利用上の利便性と教育施設や近年オープンしたショッピングセンターに近いといった好立地条件から益々ニーズが高まり密集化が進みつつあります。このため、本地区では防災上や良好な住環境確保のための都市基盤整備が急務な状況となっております。

次に、道路の状況でございますが、本地区における主要な道路は、地区中央を南北に走り、北側の国道50号と朝倉町一丁目及び天川町方面を結ぶ路線と、JR両毛線前橋駅と前橋大島駅とを東西に結ぶ主要地方道前橋館林線があり、地区内で交差しております。

これらの道路は、土地区画整理事業により地区外部分は整備されているものの、地区内では、幅員8m前後の舗装道路となっているため、交通安全上支障を来しております。ま

た、生活道路は幅員 2 ～ 3 m の古くからの道路を主体として、部分的に拡幅した程度の道路となっており、行き止り道路もあることからアクセス性に欠けております。本地区の土地利用計画につきましては、現在の住居系を維持することとしております。

次に、道路計画でございますが、都市計画道路を基幹として、区画道路を適正に配置し、生活道路としての機能が図れるよう計画しております。また、歩行者の安全確保と利便性を高めるため、歩行者専用道路と人道橋を計画しております。公園につきましては、地区面積の 3 % 以上を確保しております。

それでは、意見書に対する施行者の見解を述べさせていただきます。

「1 土地区画整理事業の実施について」でございます。

意見書番号では 5・10・13・21・23・25・30・32・33 番でございます。意見書の要旨と致しましては、区画整理を廃止して欲しい、凍結して欲しい、住民が納得出来る状況での計画をして欲しい、経済的な負担が心配、区画整理のメリットがない等の御意見でございます。

土地区画整理事業に対しましては、平成 19 年 2 月に施行区域の都市計画決定以降、早く土地区画整理事業を施行してほしいとの声も多く頂いておりますので、皆様の御協力を頂きながら事業化を図り、道路や公園等を整備し、安全で安心なまちづくりを行ってまいります。また、事業認可後になりますが仮換地公表・調整そして仮換地指定、建物移転等の際には、説明会等の中で細かく説明し、理解を得るよう努めてまいります。

土地区画整理事業は、区域内の住民の皆さんの負担以外に国庫補助金や市の負担を伴う事業でありますので、効率的な事業運営を目指してまいります。また、財政事情は大変厳しくとも土地区画整理事業により安全安心なまちづくりをしてまいりたい。このように考えております。

「建築物制限について」、意見書番号では 1 番です。市、県主導で高層の建物制限をする条例又は規制を設けるという御意見でございます。土地区画整理事業では新たな条例等を設けることはありませんが、地元の方が主体となる地区計画の作成で皆様の同意が得られれば、建築物の高さ制限等を定めることができますので、地区計画に対する説明はしてまいりたいと考えています。

「事業経緯について」、意見書番号では 30 番です。以前、自治会が区画整理の賛否を問う住民投票の公表についての御意見でございます。このアンケートにつきましては、土地区画整理の施行区域を定める都市計画決定前の平成 16 年度に文京町四丁目自治会が自主的に地域の皆様の意見を伺うために行ったと聞いております。その後、説明会、縦覧等を行い、おおむね賛同が得られたことから、平成 19 年 2 月に都市計画決定されたものと認識しています。

「2 都市計画道路について」、意見書番号では 1・2・4・10・13・17・30・31 番でございます。都市計画道路に対する御意見で、幅員を狭くする、必要性は感じない、見直しをして欲しいという御意見でございます。

都市計画道路につきましては、既に都市計画決定済みでございます。都市計画に定められた事項については、意見書は提出できないことになっておりますが、今回、提出されておりますので、市の見解を述べさせていただきます。

都市計画道路は、本市における骨格をなす道路網を構成するものでございます。歩道と

車道の分離による歩行者の安全確保並びに災害時における緊急車両等の通行の円滑化及び延焼の遮断が図られなると、安全で安心なまちづくりに寄与するものであります。天川小南通線・天台橋線の車道部分の幅員は、区画道路6mとほぼ同じ7mであり、これに両側3mの歩道を設置し、歩行者の安全確保を図るものであります。また、天台橋線は、広瀬川に沿った道路計画でありますので、緑地帯を設けることにより潤いを創出した計画としております。なお、地区外で南部大橋線までの区間につきましては、買収等により拡幅を検討いたします。

「3 減歩率について」、意見書番号では1～33番です。平均減歩率25%、最高減歩率35%であります。この減歩率を下げたいという御意見でございます。

土地区画整理事業で必ず問題となるのは、減歩即ち土地の面積が減少することです。前橋市では、市施行による土地区画整理事業の減歩率を平均25%で施行しております。本地区に於いても同様に考えており、先行買収約15,000㎡を行うことにより、平均減歩率を25%まで低減しております。

また、減歩率につきましては、個々の宅地の利用増進に見合った分だけ公平に減歩する仕組みになっております。そこで、事業によって得られる開発利益が大きい土地ほど減歩率が高くなるのが平等といえますが、あまりに減歩率が高いと従前の機能を失うこととなりますので、最高減歩率を35%に抑えております。

各土地の減歩につきましては、従前地と仮換地の形状、接する道路の幅員や長さ等によって計算されますので、平均減歩率より高い土地と低い土地があります。今後、減歩率につきましては、事例等を交えながら説明をしていく予定でございます。

「4 保留地について」、意見書番号では2～33番でございます。一戸当たりの保留地額が255万円で負担が多い、単価を下げたい、買い戻す資金がないという御意見でございます。

随意契約保留地の単価につきましては、まだ決定しておりませんが、時価より低廉な価格を設定する予定であります。目安としては、施行後単価の半分程度と説明させて頂いております。また、資金計画書記載の保留地処分金につきましては、時価扱いの単独保留地も含まれることや、建物移転しない家屋にも随意契約保留地が付くこともありますので、移転戸数で割って求めた金額が一戸当たり保留地の負担額とはなりません。

次に、保留地の買い戻しにつきましては、買い戻しの際に、融資制度を設けております。区画整理では、減歩により皆様から土地を出し合っただけで事業に協力いただいておりますが、住居用地においては、機能確保等のため優先的に購入いただける随意契約保留地を設定し、その費用で協力を頂いております。

したがって、地権者の方が随意契約保留地を必要としない場合は、必ずしも買い戻す必要はありません。このことにつきましても、今後十分説明をしていきたいと考えております。

「5 宅地面積について」、意見書番号では2・3番でございます。

宅地の区画整理施行前後の地積が出ていない、測量増の面積が宅地の更正地積に含まれていない、また、墓地にかかわる御意見でございます。

事業計画書に記載されている整理前後の宅地面積は、各土地の面積を集計したものであります。測量増の面積は、宅地だけでなく公共用地分であることもあります。そして、事

業認可後所定の期間内に施行者に対して基準地積の更正の申請があり、正当と認めるときは、その地積をもって基準地積とし、その場合は、宅地と認められた測量増の部分を含め平均減歩率を25%にする予定でございます。また、墓地につきましては、土地区画整理法において、宅地とは、公共施設のように供されている国又は地方公共団体の所有する土地以外の土地とされていますので、宅地の平均減歩率を求める場合においては、墓地も含まれております。

「6 土地の評価について」、意見書番号では2番でございます。整理前の土地評価額は計画どおり上がらないのではないかと、との御意見でございます。

土地区画整理事業施行後の土地評価につきましては、前橋市土地区画整理事業路線価方式土地評価規則により行いますが、道路幅の改善や公園等の公共施設整備、宅地自身のもつ利用状態の改善などの整理後の効果を数値化して増進率を算出しますので、計画どおりに事業が実施されると得られる価格であると考えております。

「7 区画道路について」、意見書番号では1番でございます。

城東朝倉線の東側で南北に伸びる斜めの道路と東西の道路と直角に交わるように変えるという御意見でございます。

南北道路と東西道路とが直角に交わるようにとの御意見ですが、既存の都市計画道路を前提に換地計画における効果的な配慮を考えますと、事業計画で提案した道路計画が最適と考えております。

「8 公園の位置について」、意見書番号では1番でございます。公園を住民が使いやすいよう位置を中心に少し変えるとの御意見でございます。

公園の配置については、地元の方々と調整をして決定いたしました。南公園は、地区南東部の区画道路網の繋がりを考慮したことや、雨水対策の調整池等の利用も考えて設定いたしました。北公園は、鋭角であることで宅地利用しがたい部分があることや、地区全体での公園配置バランス等を検討して設定いたしました。公園の配置につきましては、一箇所地区の中央が良い、また、この意見書のような御意見等色々な意見が出ました。その中で、地元の皆様と協議を重ね、この位置に決まってきた経緯がございます。

「9 施行期間について」、意見書番号では2・8・15・18・19・22・26・27・28・29番でございます。説明会では10年と説明していた、10年で完成して欲しいという御意見でございます。

事業認可後から仮換地指定・道路整備・建物移転等が終わった時点で行う換地処分までを12年、その後清算期間として清算金の交付・徴収に5年間を計画しております。過去の説明会等において約10年で完了できるように努力したいと説明しています。また、他地区の例ですが、仮換地の公表・調整から指定まで早くても1～2年かかっていますので、このような施行期間を設定しておりますが、住民の皆様の御協力をいただき、早期の完了に努めていきたいと考えております。

「10 資金計画について」、意見書番号では2・8・29番でございます。資金計画に県道の補助金がないという御意見でございます。

県道負担金については、都市計画道路として市費の中に見込まれております。今後、県との協議で補助採択の検討をしていきたいと考えています。

最後に「移転費用について」、意見書番号では4・10・22・30番でございます。

借地なので引越し等の負担が心配であるという御意見でございます。

引越しの費用や建築物等の移転に必要な費用は、施行者が補償いたします。また、移転に対する不安につきましては、十分説明をして不安の解消に努めていきたいと考えております。

以上、意見書に対する施行者の見解を含め、説明をさせていただきました。
よろしく願いいたします。

(事務局)

以上のとおり、33件の意見書について、審査の対象外であります都市計画に関する事項なども含めて施行者の見解を説明させていただきました。

よろしく願い致します。

(議長)

ちょっと確認ですけれども、33名、35件からの意見書があるということですが、この地区の地権者数、戸数はどのくらいですか。

(前橋市)

420前後です。

(議長)

それは地権者、それとも戸数ですか。

(前橋市)

戸数です。

(事務局)

地権者数は325名でございます。

(議長)

計画そのものの廃止とか凍結という意見は、資料1の一番最初の9名の方で、あとは内容についての意見と理解すればよいか。

(事務局)

はい。

(議長)

それからもう一点だけ、アンケートの結果はどうなっているのですか。

(前橋市)

平成16年度当時のものですが、賛成57%、反対が7%、どちらとも言えない

が33%です。

(議長)

ありがとうございました。

それでは委員の皆様方から御意見御質問等をお願いしたいと思います。

どうぞ。

(田口委員)

図-17の真ん中辺に3つあるのは、墓地ですか。区画整理で1か所に集中することは検討しなかったのですか。

それと墓地の周りは直接民家に接しているが、墓地の周りに道路を設ける、緩衝地帯を設ける、こういう考え方はなかったのですか。

(前橋市)

道路の西側の大きい方の墓地は公園と一体です。反対側の小さい方は現在も墓地です。墓地の跡地は、移転希望者がなかなかいないものですから。

(田口委員)

墓地の隣接に換地されるのは、非常に嫌がる傾向あると思うんですよ。直接墓地に面しない方がよかったと思うのですが、その辺はどうお考えですか。

(前橋市)

他の地区では、高い塀を建てて、中身が墓地、墓石がみえないような形にしているというようなのはあります。

(田口委員)

塀か何かでね。

私事で恐縮ですが、私ども土地改良事業では、20数箇所あったのをお寺の境内1箇所に集めたことがある。意見書はないのか。

(前橋市)

それに対しての意見書はありません。

(議長)

それでは、次の御意見御質問をよろしくお願いしたいと思います。

どうぞ。

(金井委員)

2ページの「3 減歩率について」の意見書番号1番の方の意見に対して、先行買収を行うことによって、減歩率を下げるということですが、大体、どのくらいの面積を予定さ

れていますか。

(前橋市)

先行買収は、15,000㎡です。

(金井委員)

大体この金額はいくらくらいですか。

(前橋市)

19年から始めておりますが、19、20年度の実績では、大体平均で平米当たり54,000円くらいです。

(金井委員)

もう一点聞きたいのですが、3ページの真ん中ぐらいに土地区画整理事業を行って、土地の評価が上がらないんじゃないかっていうのが、書かれているのですが、上がらない場合に減価補償はどのくらい見ているのですか。

(前橋市)

減価補償は、見ていません。区画整理の前橋の評価方式にのっとって増進率を求めているものです。

(金井委員)

最後なんですけども、冒頭会長からお話があったのですが、ちょっと心配なのがですね、意見書の数がこれだけ出ているっていうことが、今まであったのですか。

全体的にみますと、権利者の35名といったら1割くらいになる訳ですが、そういうことがあったのかということと、地権者に対して今後どのように説明をするのかを聞きたいですね。

(議長)

前橋市から説明をしてもらえますか。

(前橋市)

平成5年度ですが、松並木地区が29件です。それから、二中地区第三が31件です。駒形第一が46件ありました。それから最近では元総社蒼海地区が平成11年に14件ございました。

(久保田委員)

件数ではなく、比率はどうなのか。1割以上なのかどうか。

(前橋市)

比率は調べておりません。件数だけしか把握していません。

(金井委員)

ちょっと基本的なことをお聞きするんですけども、よく土地区画整理事業っていうのは一人でも反対したらなかなか事業がうまくいかないっていうのですが、これ問題ないのですかね。

(前橋市)

全員賛成というのは、なかなか難しいと思うんですけど、95%ぐらいは賛成が欲しい。今回意見書を出された方も約1割くらい。その方には個々に、高齢の方の不安が大きいと思いますので、御理解を頂くようにしながら事業を進めていきたいと思います。

(金井委員)

はい、結構です。

(議長)

他にありますか。

(久保田委員)

消防車も入れないような細い道もあると思うが、道路の幅員はどのくらい改善されるのか。

(前橋市)

区画整理が計画どおりに終われば、基本的に6mの道路になります。一部歩行者専用道路はありますが。

(議長)

ほかにいかかでしょうか。よろしゅうございましょうか。

はい、どうぞ。

(久保田委員)

一般的に県の方ではどう考えるのか。

(事務局)

この地区については周辺が区画整理が済んでいることから、当地区も整備を進めていただきたいと考えています。

(狩野委員)

やはり区画整理事業は、必要な事業だと認識していますが、やはり財政的な面からして、どこの町もそうだと思うんですけども、計画を提示してから、かなり時間がかかりすぎて

いる。前橋も30年、40年経ってもできていない。

都市計画決定されて、10年、20年の予定でできるのか。県としてどう考えているのか。早くしてやらないと、高齢者の方もかなりいる。決まった以上は、早くやるべきではないか。

(前橋市)

確かにそのとおりで、新前橋地区では10年で行うことにしています。この地区でも換地終了まで12年を予定しています。

(狩野委員)

それでも早い方だね。

(前橋市)

はい。

(狩野委員)

現在実施中の地域でも早くして欲しいという声もある。県としてはどのくらいの支援ができるのか。

(事務局)

県としても成果の上がる事業と考えており、十分な支援をしていきたい。

(議長)

確認ですけども、この地区の周辺の東西南北は、区画整理済みということですね。4本の幹線道路の延長線はできているのですか。

(前橋市)

一部を除きできています。

(議長)

周りが大体できていて、ここができれば繋がる、そういった形にはなっている訳ですね。

(前橋市)

はい。

(議長)

他に何かありますか。御質問ございますか。

採決に移って、よろしゅうございますか。もう少し御意見がございますか。

どうぞ。

(川上委員)

先ほど法律の説明を受けまして、都市計画審議会で意見書の内容を審議するとある。その意見書に書かれている内容をこの一回集まってですね、説明を受けて、数々の多くの意見がある訳ですけども、ここでそれで議決するというのが今までの流れだったのですか。

(議長)

300何件のうちの1割いかないくらいの意見書が出ている。凍結とか計画そのものに反対だというのは9名くらいですか。あの方々は早くやれとか、色々な意見なんですね。そういう意味では、それほど強烈な反対意見が1割あると考えなくてもよいかもしれないですね。こういうケースでよく出てくる一般的な意見だとは思っています。

ここで議論できる範囲内ですべて頂いて、もしお持ち帰って審議した方がよいという方がいらっしゃれば、それは御意見としてここで決めさせていただきます。

(川上委員)

わかりました。

(議長)

どうぞ。原田委員さん。

(原田委員)

意見書の2番以降は、皆同じ様式になっているようですが、組織的に取りまとめがされているのですか。

(前橋市)

地元には区画整理の研究会というのがありまして、その方がまとめて出しているようです。

(議長)

意見書の内容は、減歩率をもう少し下げられないかということと保留地を安くできないかという点が主な要請となっている。

(狩野委員)

前橋では、いつもこんなに反対の意見書みたいなものが出ているのですか。平均でこの程度ですか。

(前橋市)

20件とか30件とかまとめて意見書が出されているものは、同じような形式の書式で出ています。

(鈴木委員)

12年かかるというのは、法的な色々の手続き上の問題もあるかもしれないし、あとは

同意とやっぱり資金財政の問題ですよ。

一番心配するのは、同意の問題だと思うのです。財政については当然もう前橋市も考えておられるのでしょ。だから財政的な面が上手くいって、同意が早く取れば、実際できるわけですよ。そういう中で市の方としては何があってもやるんだという姿勢なのでしょう。強い姿勢なのでしょう。だからそれはもう当然反対意見は出ますけども、そこはもう実際300軒のうち反対は9件。そこはよくお願いをして、この事業が成功するように努力してもらえない。

当然これ反対出ます。絶対出ます。だから同意を得るべく、やっぱり努力をするしかしようがないですよ。あとは財政の関係を上手く使って12年かからずに、これが早くできるようにやってほしいなと思います。

(前橋市)

はい、そのようにしたいと思います。

(狩野委員)

最後に。例えば10年12年でやりますよと言っていますが、今までの例で予定どおりできている区画整理事業なんてあるのですか。

(前橋市)

最近始めたのですが、新前橋駅前地区はほぼ順調に進んでいます。今までどうしても時間がかかったものですから、区域をできるだけコンパクトにして、できるだけ予定年度で終わるように努力しています。

(鈴木委員)

行政は市民の生命、身体を守るもの。こういうふうな状況でもやらなくちゃならない。反対者には理解してもらって、よくお願いして進めていく。

(金井委員)

ちょっとお聞きしたいんですけども、今これを採択すべきか、採択すべきじゃないかと問われている。で、今鈴木町長が言われた早急に進めろっていう意見も意見書のなかにもありましたね。片や反対だという意見書もある。これはどう取り扱うのか。

(議長)

意見書をこの審議会が採択すべきだということになれば、計画を修正しなければならなくなります。意見書は色々な意見がありますが、採択しませんよということになりますと、この計画はこのまま進んでいくという形になります。我々は審議会ですから、意見書を採択するかしないかだけしか決める立場ではないのです。

(金井委員)

区画整理を進めてもらいたいという意見を採択するというのは意味がないということ

ですね。

(議長)

そうですね。

(金井委員)

はい、わかりました。

(議長)

付帯意見として何か審議会としての意見を付けたいということがあれば、また皆さんに御審議頂いて、附帯意見を付けることも有り得るでしょうけれど。

この意見書を採択するかしないかということについて、そろそろ採決をしてよろしいかどうかということを知りたい。

どうぞ。

(川上委員)

この意見書の中にもありますけども、保留地処分金は92億800万円と書いてあります。事業は、今後10年、12年とかかる。この期間の下落率というのは、どのようにして算定されたのか。

(前橋市)

保留地については下落は見ていなくてですね、最初に設定させてもらった金額を基準に使います。92億800万円は、事業計画を作った20年度を基準にして算出しています。

(鈴木委員)

この意見書を採択すれば、事業計画を見直す必要があるということか。

(議長)

意見書を採択すれば、この意見書に従って、施行者は当然計画を修正をすることになります。付帯意見を付ける必要があるならば、皆さんに出して頂いて議論して、そういうことも例外的には有り得ることだとは思いますが。

(もう決をとってくださいとの意見)

(議長)

それでは採択に移らせて頂きたいと思います。事業をこのまま進めるという方向性のお話が多く出ている、そういう意味で意見書は不採択ということで決定し、事業計画は修正しないで進めるということで、よろしゅうございましょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ありがとうございました。それでは、本意見書は不採択と決定致しました。

以上で審議事項が終わりまして、引き続きまして、報告事項がございます。

「第6回定期見直しについて」を事務局から説明して頂きたいと思います。大体所要時間はどれくらいですか。

(事務局)

6分くらいです。

(議長)

では、よろしくお願い致します。

報告事項「第6回定期見直しについて」

(事務局)

都市計画課の高畑です。

次回審議会に付議する案件が、数多く予定されております。その概要を、お手元のA3判の資料、過日配布致しました「報告事項『第6回定期見直しについて』の概要について」に基づき説明させていただきます。

1番目と致しまして、「定期見直し」についてでございます。

「都市計画定期見直し」と言いますのは、5年ごとに行われる都市計画基礎調査の結果を踏まえて定期的に行っている都市計画の見直し手続きでございます。前回、第5回見直しが平成16年5月に告示されておりますことから、平成21年度の告示に向けて、「第6回定期見直し」を関係市町村と連携して取り組んで参りました。

具体的には、1)にお示ししましたとおり、としまして市町村合併に伴う「都市計画区域の統合」が4案件、これにより県内40ある都市計画区域が34になります。個別の都市計画として、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の改定が34案件。

「区域区分」の改定が、市街化区域編入など8案件、16地区です。さらに「関連する都市施設」などが9案件ございます。合計で55案件ですが、このうち53案件を次回の審議会に付議する予定でございます。

2番目としまして、それぞれ変更案件の概要を御説明致します。

1)にお示ししましたとおり、市町村合併を経た課題として、都市計画区域の統合があります。今回の定期見直しで、非線引き都市計画区域の統合を予定しております。

具体的には、渋川市、安中市、みどり市、みなかみ町の4市町で統合を進め、それぞれ、1つの都市計画区域とすることで、県内40都市計画区域を34都市計画区域とします。

次に、2)ですが、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれるものでございますが、都市計画の最上位計画として、長期的な視点に立った都市の将来像について記すものでございます。昨今、コンパクトシティや集約型都市構造という言葉を多く耳に致しますが、本県でも、集約型都市構造の実現に向

けて、都市づくりの基本的な方向性として「拡散からコンパクトへ」「公共交通の利便性向上」「魅力と環境共生の都市づくり」を掲げ、都市計画区域毎に都市づくりの課題や目標及び方針などについて記しています。

次に、３）にお示した「区域区分」とは、いわゆる線引き（市街化区域と市街化調整区域の区分）のことで、人口フレームなどで、表すこととされております。人口フレームとは、都市として、将来において市街化区域内に収容すべき人口と収容可能な人口を数値で表すものでございます。御承知のとおり、本県人口は既にピークを過ぎておりますが、市街化区域内人口に特定すると、H17国勢調査がピークとなっております。今後、市街化区域内でも人口減少が進むと予測しております。そういった事からも、新たな住宅団地の造成などの市街化区域の拡大は、一部の区域を除き、需要がなくなると考えております。

一方、産業については、産業政策部局の政策と整合を図り、今後も増加すると想定しており、人口フレームとは別に「産業フレーム」を設定し需要に備えることとしております。

今回の定期見直しでも新たな工業団地等の市街化区域への編入などを8都市計画区域、16地区を予定しております。

以上御説明させて頂きましたとおり、今回の「第6回定期見直し」によりまして、次回審議会では、53案件の付議を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

（議長）

ただ今の報告事項につきまして、御質問、御意見ございましたらお願い致します。

（議長）

それでは報告事項を終了致しまして、次回の第149回の審議会は、只今説明がありました「定期見直しの案件」を御審議頂くこととなります。

予定議案が53件と非常に多いために、今までどおり午後半日の開催では審議が尽くせないと存じますので、委員の皆様の出席の便宜を考えますと、午前10時から夕方までの一日で開催させて頂くか、それとも従来どおり午後2回開催させて頂くかということになりますが、1日開催というふうにした方がいいのではないかとというのが事務局の考え方があります。そういう意味で、次回の開催日は、6月25日の木曜日10時からというふうにしたいと思っておりますので、よろしく御承知お願いしたいと思っております。

6月25日木曜日10時から、また御連絡を差し上げると思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、本日の審議は全て終了致しました。委員の皆様には、熱心な御審議を頂きまして誠にありがとうございました。

（閉会 15：15）